

各都道府県知事
各指定都市市長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

養子制度等の運用について

里親制度の運営については、「里親の認定等に関する省令」(平成 14 年厚生労働省令第 115 号)、「里親が行う養育に関する最低基準」(平成 14 年厚生労働省令第 116 号)及び「里親の認定等に関する省令第 19 条第 2 号の厚生労働大臣が定める研修」(平成 14 年厚生労働省告示第 290 号)が公布され、「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」について」(平成 14 年 9 月 5 日雇児発第 0905001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「里親制度の運営について」(平成 14 年 9 月 5 日雇児発第 0905002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)及び「専門里親研修制度の運営について」(平成 14 年 9 月 5 日雇児発第 0905003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)が発出されたところであるが、これらの通知により、里親制度及び養子制度等の運用を定めた「里親等家庭養育の運営について」(昭和 62 年 10 月 31 日厚生省発児第 138 号厚生事務次官通知)及び「里親等家庭養育運営要綱の実施について」(昭和 62 年 10 月 31 日雇児発第 901 号厚生省児童家庭局長通知)が廃止されたことから、今般、養子制度等の運用について、下記のとおり定めることとしたので、遺漏のないよう努められたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 号の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 養子制度の意義

児童福祉における養子制度の意義は、保護者のない児童又は家庭に恵まれない児童に温かい家庭を与え、かつその児童の養育に法的安定性を与えることにより、児童の健全な育成を図るものであること。

第 2 養子縁組の概要

1 養子縁組には、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 792 条以下において規定する養子縁組(以下「普通養子縁組」という。)と民法第 817 条の 2 以下において規定する特別養子縁組とがあるものであること。

(1) 普通養子縁組

- ア 未成年者を養子とするには、原則として、養子となるべき者の居住地の家庭裁判所の許可を受けなければならないこと。
- イ 後見人が被後見人を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならないこと。
- ウ 養子となる者が 15 歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができること。この場合、養子となる者の父母でその監護をすべき者が他にあるときは、その同意を得なければならないこと。
- エ 尊属又は年長者を養子とすることはできないこと。

オ 配偶者のある者が未成年者を養子とするには、原則として配偶者とともに行わなければならないこと。

2 特別養子縁組

- (1) 養親となるべき者の居住地の家庭裁判所の審判により、養子と実方の父母及びその血族との親族関係を終了させる特別養子縁組を成立させることができる。この場合において、養親となる者が養子となる者を6か月以上の期間監護した状況を考慮するものであること。
- (2) 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不相当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときは、これを成立させるものであること。
- (3) 特別養子縁組の成立には、原則として養子となるべき者の父母の同意がなければならないこと。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでないこと。
- (4) 養子となるべき者は、6歳未満でなければならないこと。ただし、その者が8歳未満であって6歳に達する前から引き続き養親となるべき者に監護されている場合はこの限りでないこと。
- (5) 養親となる者は、配偶者のある者でなければならないこと。また、夫婦の一方は、他の一方が養親とならない場合は、原則として養親となることができないこと。
- (6) 25歳に達しない者は、養親となることができないこと。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳に達していない場合においても、その者が20歳に達しているときは、この限りでないこと。

第3 児童相談所の役割

児童相談所長は、要保護児童対策の一環として、保護に欠ける児童が適当な養親を見出し、適正な養子縁組を結べるよう努めること。

第4 養子縁組のあっせんに関する手続について

- 1 自己の養子とする児童のあっせんに希望する者(以下「養子縁組希望者」という。)の相談を受けた児童相談所長は、その家庭調査を行い、その者が養親として適当であるかどうかの認定を行うこと。
- 2 自己の子を他の者の養子とすることを希望する者の相談を受けた児童相談所長は、その児童につき調査を行うこと。
- 3 児童相談所長が、児童及び養子縁組希望者について調査及び認定を行う場合には、原則として養育里親に関する調査、認定の場合と同様であること。
- 4 児童相談所長は、養子縁組希望者及び児童につき調査、認定をした後、養子縁組希望者及び児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)等の規定によって通告又は送致された児童を含む。)につき、養子縁組のあっせんを行うことが適当と判断される者がいるときは、次に掲げる手続により進めること。ただし、この場合、養子縁組希望者に児童を少なくとも6か月以上養育里親として養育することを勧めることが適当であること。
 - (1) 児童相談所長は、養育里親又は短期里親の要件に該当しない等の事情により里親委託を行わない場合には、養子縁組希望者に対し児童福祉法第30条第1項に規定する同居児童の届出を行うよう指導

し、都道府県知事に対し同法第27条第1項第2号の措置を要すると認める旨報告する等、養育里親又は短期里親の場合と同等の指導体制を採ること。

- (2) 児童相談所長は、児童の戸籍がないか又は判明しない場合は、戸籍法（昭和22年法律第224号）の定めるところにより必要な手続を採ること。
- (3) 児童相談所長は、児童が15歳未満で法定代理人がない場合は、民法第840条の規定により児童の居住地の家庭裁判所に対し後見人選任の手続を採ること。

(4) 普通養子縁組の場合

児童相談所長は、児童が15歳以上であって普通養子縁組を希望しているか、又は児童が15歳未満であってその法定代理人（児童福祉施設の長を含む。）等が児童の普通養子縁組を希望している場合であってそれが適当と判断されるときには、普通養子縁組のあっせんを行うこと。なお、児童相談所長は、この児童又は法定代理人の希望については、書面により確認しておくことが望ましいこと。ただし、この場合でも普通養子縁組に対する家庭裁判所の許可が必要であること。

(5) 特別養子縁組の場合

児童相談所長は、児童が6歳未満であり、かつその児童の父母（養父母を含む。）が児童の特別養子縁組に同意している場合等であってそれが適当と判断されるときには、特別養子縁組のあっせんを行うこと。なお、児童相談所長は、この父母の同意については、書面により確認しておくことが望ましいこと。

ただし、この場合でも特別養子縁組に対する家庭裁判所の審判が必要であること。

- 5 里親が、委託されている児童と養子縁組を希望する場合には、児童相談所長は、事情を十分調査した上で、それをまとめるように努めること。

第5 離縁の訴について

児童が15歳未満であって、普通養子縁組の結果が児童のため適当でないことを発見し養親が協議上の離縁をしない場合は、家庭裁判所により離縁後に子の後見人となるべく選任された児童相談所長は、離縁の訴を提起することができること。

なお、児童相談所長は特別養子縁組の離縁の訴を提起することはできないこと。

第6 都道府県間の連絡

都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）にまたがる養子縁組のあっせんについては、里親に関する都道府県間の連絡の場合と同様に、各都道府県知事（指定都市にあつては、市長を含む。）は相互に緊密な連絡をとり必要な協力を行うこと。

第7 家庭裁判所との協力・連絡

- 1 児童相談所長は、養子縁組につき家庭裁判所から調査等を依頼された場合において、児童福祉の観点から必要と認められるときには、協力を行うこと。
- 2 児童相談所があっせんした養子縁組又は里親に委託した児童が養子縁組を結ぶ合には、当該養子縁組があっせんした児童相談所又は里親委託の措置を採った児童相談所が中心となって家庭裁判所と連絡を行うこと。
- 3 2以外の場合については、児童の居住地を管轄する児童相談所が中心となって家庭裁判所と連絡を行うこと。